

第25号議案 学校教育職員の旅費に関する条例の一部を 改正する条例

1 経緯

学校教育職員に係る旅費の取扱いは、同一の職場に勤務する者として、都費負担教員との均衡を踏まえて決定している。東京都の旅費に関する条例の一部が改正されたことにともない、学校教育職員の旅費制度を見直し、旅費条例を改正する。

2 改正内容

- (1) 「いとまがない場合」に限定していた口頭による旅行命令の対象範囲を「いとまがない場合および近接地内の日帰り旅行」に拡大する。
- (2) 旅行雑費の支給額を以下のとおり改める。

区分		現行		改正案	
出張	近接地内	5時間以上かつ 1 km超	200 円	公務のため特に要した経費 の実費額	
	近接地外	鉄道 200 km等未満	550 円		
鉄道 200 km等以上		1,100 円			
赴任	近接地内	5時間以上かつ 1 km超	200 円		
	近接地外	鉄道 200 km等未満	550 円		
鉄道 200 km等以上		1,100 円			

⇒

鉄道 200 km等未満	550 円
鉄道 200 km等以上	1,100 円

3 施行期日

令和3年4月1日

第25号議案

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月22日

品川区長 濱 野 健

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の旅費に関する条例（平成21年品川区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「、旅行命令簿等」を「、内国旅行（宿泊を要しない場合に限る。）のうち近接地内に出張を命じる場合または旅行命令簿等」に改める。

第6条第7項中「路程等に応じ」を「出張（外国旅行における出張を除く。）または近接地内の赴任の場合にあつては公務のため特に要した経費の実費額により、近接地外の赴任の場合にあつては旅行中の日数に応じ1日当たりの」に改める。

第9条第1項中「または旅行雑費」を削る。

第10条中「、旅行雑費」を削る。

第13条第2号中「引き続き5時間以上の旅行で、在勤庁から1キロメートルを超える」を「公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、前号、次号または第4号に規定する旅費のほか、特に経費を要した」に、「200円の額」を「当該経費の実費額」に改める。

第19条第1項中「旅行雑費」を「近接地外の旅行の旅行雑費」に、「1日」を「出張の場合にあつては公務上の必要または天災その他やむを得ない事情に

より、第14条に規定する旅費（旅行雑費を除く。）のほか、特に経費を要したときには、当該経費の実費額により、赴任の場合にあつては1日」に改め、同条第2項中「の旅行」の次に「（赴任に限る。次項および第25条において同じ。）」を加える。

第31条第3項中「旅行雑費」とあるのは、「日当」を「旅行（赴任に限る。次項および第25条において同じ。））」とあるのは「旅行」と、「旅行雑費」とあるのは「日当」と、「前項」とあるのは「第31条第1項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の学校教育職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（説明）学校教育職員の出張等に係る旅行雑費の支給額を改めるほか、規定を整備する必要がある。

学校教育職員の旅費に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 旅行命令権者は、<u>内国旅行(宿泊を要しない場合に限る。)</u>のうち近接地内に出張を命じる場合または<u>旅行命令簿等</u>によるいとまがない場合は、前項の規定にかかわらず、口頭により旅行命令等を発し、またはこれの変更をすることができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない。</p> <p>(第6項省略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 (第1項から第6項まで省略)</p> <p>7 旅行雑費は、<u>出張(外国旅行における出張を除く。)</u>または<u>近接地内の赴任の場合にあっては公務のため特に要した経費の実費額により、近接地外の赴任の場合にあっては旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>(第8項から第13項省略)</p> <p>第9条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当および宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が15日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額を、滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>第10条 1日の旅行において、日当または宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異とする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当または宿泊料を支給する。</p> <p>(近接地内旅費)</p>	<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 旅行命令権者は、<u>旅行命令簿等</u>によるいとまがない場合は、前項の規定にかかわらず、口頭により旅行命令等を発し、またはこれの変更をすることができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない。</p> <p>(第6項省略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 (第1項から第6項まで省略)</p> <p>7 旅行雑費は、<u>路程等</u>に応じ定額により支給する。</p> <p>(第8項から第13項省略)</p> <p>第9条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当<u>または旅行雑費</u>および宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が15日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額を、滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>第10条 1日の旅行において、日当、<u>旅行雑費</u>または宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異とする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当、<u>旅行雑費</u>または宿泊料を支給する。</p> <p>(近接地内旅費)</p>

新	旧
<p>第13条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) <u>公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、前号、次号または第4号に規定する旅費のほか、特に経費を要した場合には、当該経費の実費額の旅行雑費</u></p> <p>(第3号および第4号省略)</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第19条 <u>近接地外の旅行の旅行雑費の額は、出張の場合にあっては公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、第14条に規定する旅費(旅行雑費を除く。)</u>のほか、特に経費を要したときには、当該経費の実費額により、赴任の場合にあっては1日当たり1,100円の定額による。</p> <p>2 鉄道200キロメートル未満または水路もしくは陸路100キロメートル未満の旅行(赴任に限る。次項および第25条において同じ。)の場合における旅行雑費の額は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(日当、宿泊料および食卓料)</p> <p>第31条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 第19条第2項および第3項、第20条第3項ならびに第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料および食卓料についてそれぞれ準用する。この場合において、第19条第2項中「<u>旅行(赴任に限る。次項および第25条において同じ。)</u>」とあるのは「旅行」と、「旅行雑費」とあるのは「日当」と、「前項」とあるのは「第31条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の学校教育職員の旅費に関する条例の規定は、こ</u></p>	<p>第13条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) <u>引き続き5時間以上の旅行で、在勤庁から1キロメートルを超える場合には、200円の額の旅行雑費</u></p> <p>(第3号および第4号省略)</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第19条 <u>旅行雑費の額は、1日当たり1,100円の定額による。</u></p> <p>2 鉄道200キロメートル未満または水路もしくは陸路100キロメートル未満の旅行の場合における旅行雑費の額は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(日当、宿泊料および食卓料)</p> <p>第31条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 第19条第2項および第3項、第20条第3項ならびに第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料および食卓料についてそれぞれ準用する。この場合において、第19条第2項中「<u>旅行雑費</u>」とあるのは、「日当」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<u>の条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u>	